

令和 7 年分  
(宮城県)

農業投資価格の金額表

租税特別措置法第 70 条の 6 第 2 項に規定する農地等についての相続税の納税猶予額  
算定の基礎となる農業投資価格は、次表のとおりです。

(10 アール当たり)

| 都道府県 | 地目  | 田           | 畑           |
|------|-----|-------------|-------------|
|      | 宮城県 | 5 2 0<br>千円 | 2 5 5<br>千円 |